

## パブリックコメント手続の実施結果について

### 1 案件名

平塚市都市計画公園・緑地の見直し計画(素案)

### 2 案件の概要

都市計画公園・緑地の見直しとは、都市計画決定から長期間経過している未だに事業に着手していない区域を有する都市計画公園・緑地について、近年の社会情勢の変化を踏まえた求められる機能の検証等を行い、まちづくりにおける必要性を評価した上で、今後のあり方として「存続・変更・廃止」に区分するものです。

平成29年3月に策定した本市の公園・緑地の見直しに対する考え方をまとめた「平塚市都市計画公園・緑地の見直し方針」に基づき、見直し対象となる個々の公園・緑地の検証を行い、この度、公園・緑地の検証結果をまとめた「平塚市都市計画公園・緑地の見直し計画(素案)」を作成しました。

### 3 募集概要

#### (1) 意見の募集期間

平成30年2月5日(月)～平成30年3月6日(火)

#### (2) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール

### 4 実施結果

#### (1) 提出意見数

個人から	1	人	1	件
団体から	0	団体	0	件
合計	1		1	件

#### (2) 意見内訳

項目	件数(件)
第6章・都市計画公園・緑地の見直し検証結果 2.見直し検証結果(ステップ3～ステップ6)	1
合計	1

#### (3) 意見への対応区分

項目	説明	件数(件)
ア:反映	意見を受けて計画案等を修正したもの	0
イ:反映済み	既に計画案等に記載されているもの又は既に対応しているもの	0
ウ:参考	取組を推進する上で参考とするもの	0
エ:その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	1
合計		1

## 5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	第6章・都市計画公園・緑地の見直し検証結果 2.見直し検証結果（ステップ3～ステップ6）	<p>「平塚市都市計画公園・緑地の見直し」は、都市計画決定から長期に渡って整備されていないもの（悪い言い方をすると、宙ぶらりんのもの）の存在が、問題の所在であるのかと理解しています。</p> <p>今回の見直しの検証結果で「存続」になったものについても、従来とは異なる安定した位置づけが与えられると認識して誤りないでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、都市計画公園・緑地の区域には、都市計画法による建築制限が課せられていることから、長期にわたり整備の見通しがたたない公園・緑地の存在が全国的にも問題視されております。</p> <p>「都市計画公園・緑地の見直し」は、このような長期未着手の公園・緑地について、近年の社会情勢の変化を踏まえた求められる機能の検証等を行い、まちづくりにおける必要性を評価した上で、今後のあり方として「存続・変更・廃止」に区分するものです。</p> <p>今回の見直し検証結果において「存続」とした公園・緑地については、都市計画決定の位置付けを維持するとともに、公園整備や開設に向けて取組んでまいります。</p>	工 その他

### <お問い合わせ先>

平塚市まちづくり政策部まちづくり政策課

電話：0463-21-8781

電子メール：machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

結果公表日

平成30年8月1日（水）